

**BE KOBE**

**令和 2 年度  
国家予算に対する提案・要望  
(都市局関係抜粋版)**



**神戸市**

# 提 案 ・ 要 望 項 目

---

## 重 点 項 目

- I. 地方創生・人口減少社会への対応
- II. 陸海空の広域交通結節機能の強化
- III. 都心・三宮再整備の推進
- IV. 神戸医療産業都市の推進
- V. 神戸観光の推進
- VI. まちの活力の創出
- VII. 安全・安心なまちづくりの推進
- VIII. 子育て・教育環境の充実
- IX. 保健・福祉・医療の充実
- X. 真の分権型社会の実現

## そ の 他 項 目

- I. まちの活力の創出
- II. 安全・安心なまちづくりの推進
- III. 子育て・教育環境の充実
- IV. 保健・福祉・医療の充実
- V. 真の分権型社会の実現

# I. 地方創生・人口減少社会への対応

## I-2. 空家空地対策の推進

(内閣官房、内閣府、総務省、国土交通省)

平成 25 年住宅・土地統計調査では、市内の空き家は約 10 万 8 千戸あり、今後、人口減少に伴い、さらに増加していくことが予測されています。

空き家・空き地を放置し続けると倒壊や雑草の繁茂、不法投棄などの様々な問題を引き起こすため、本市では、『使えない（危ない）空き家は壊す、使える（住める）空き家は活用する』という基本方針の下、「空家等対策計画」や条例を策定し、空き家・空き地の適正管理の指導、勧告や代執行、空き家・空き地の市場流通及び地域利用の促進に取り組んでいます。今後も喫緊の課題である空家空地対策を推進していくため、国からのさらなる財政支援や制度改正が不可欠です。

### (1) 管理不全の空家空地対策における制度拡充と財政支援

- 空き家等の所有者調査へのマイナンバー等の利用拡大
- 空家等対策の推進に関する特別措置法の緊急時における命令手続きの簡略化
- 財産管理人選任申立予納金に対する財政支援

### (2) 空家空地活用に対する支援制度の拡充

- 空家空地活用に対する財政支援の拡充及び補助要件の緩和
- 寄付受けした土地の管理経費に対する財政支援の拡充

(1) 建築住宅局 建築指導部 空家空地指導担当課長 垣内 里美 (078-322-5599)  
(2) 都市局 計画部 空家空地活用課長 今井 政仁 (078-322-6509)

## Ⅲ. 都心・三宮再整備の推進

### Ⅲ-1. 都心・三宮再整備の推進

(財務省、国土交通省)

神戸の都心の未来の姿〔将来ビジョン〕と三宮周辺地区の『再整備基本構想』に基づき、都心・三宮の再整備を推進しています。

従来からの課題である三宮駅周辺の交通結節機能を向上させるため、新たな中・長距離バスターミナルの整備を含めた雲井通 5・6 丁目地区の再整備について、迅速な事業化に向けて取り組んでいます。また、三宮にある 6 つの駅と周辺のまちが一体的につながる「えき～まち空間」の実現に向けて、官民共通の具体的な目標像を示す基本計画を策定し、今後、官民が連携して、三宮クロススクエアなどの整備を進めていきます。

また、新港突堤西地区では、第 1 突堤基部の複合再開発に引き続き、第 2 突堤及び周辺の再開発の事業化を図り、切れ目なく再開発を進め、ウォーターフロントエリアのより一層の魅力向上に取り組んでいきます。

神戸の玄関口にふさわしい、魅力的で風格ある都市空間の実現に向け、さらなるスピード感を持って事業を推進するため、国の一層の財政支援や規制緩和等が必要です。

#### (1) 三宮周辺地区の再整備にかかる支援

- 新たなバスターミナル整備を含む市街地再開発事業等の事業化推進にかかる財政支援
- 「えき～まち空間」の実現に向けた支援
  - ・官民が行う公共空間整備に対する財政支援
  - ・交通円滑化に向けた交差点改良の実施
- 市街地再開発事業の施行要件や区分所有者の合意要件の緩和
- 都心内における魅力ある道路空間再整備のための事業費の確保
- 東遊園地の再整備にかかる財政支援

#### (2) ウォーターフロント地区の魅力向上に対する支援

- 神戸第2地方合同庁舎別館の早期解体による眺望景観向上への協力

(イメージ図)



- |                                  |       |                |
|----------------------------------|-------|----------------|
| (1) 都市局 都心再整備本部 都心再整備部 都心三宮再整備課長 | 清水 陽  | (078-322-6932) |
| 建設局 道路部 工務課長                     | 小松 恵一 | (078-322-5397) |
| 建設局 公園部 整備課長                     | 重藤 洋一 | (078-322-5425) |
| (2) 企画調整局 未来都市推進課長               | 樋野 創  | (078-322-6339) |

## Ⅶ. 安全・安心なまちづくりの推進

### Ⅶ-2. 神戸市都市空間向上計画（立地適正化計画）の推進

（国土交通省）

神戸市においても全国と同様に人口減少、高齢化などの課題が進展しつつあることから、『50年先も心地よく健やかに住み続けられるまち』を目指し、「立地適正化計画」の内容を含む「神戸市都市空間向上計画」を令和元年度中に策定する予定です。

本市では、都市機能誘導区域を、市外も含めた広い範囲をサービスの対象とし都市機能を維持・充実・強化させる「広域型都市機能誘導区域」として定めることとしており、既存制度の拡大等の国の一層の支援が必要です。

また、居住誘導区域となる「駅周辺居住区域」をまちづくりの骨格となる鉄道駅に徒歩でアクセスできる区域として定め、鉄道駅の拠点性とその周辺のポテンシャルを活かし、一定の人口規模と密度を維持していく取組みを進めていくこととしており、駅周辺の基盤整備などにかかる支援が必要です。

一方で、居住誘導区域外となる区域を「山麓・郊外居住区域」として定め、鉄道駅から離れており、都市のスポンジ化のリスクが高いと考えられることから、市として重点的に取り組むことで、その特徴・特性を活かした多様な暮らしを実現していきます。そのため、居住誘導区域外での都市のスポンジ化に対応する取組みに対する国の積極的な支援が不可欠です。

#### （１） 神戸市都市空間向上計画の推進に向けた支援

- 都市機能の誘導促進に向けた支援の拡充
  - ・ 対象地域が限定されている支援制度の適用拡大
  - ・ 都市機能誘導区域内における税制優遇や施設整備にかかる財政支援などインセンティブの拡充
- 駅周辺居住区域（居住誘導区域内）における支援制度の創設
- 山麓・郊外居住区域（居住誘導区域外）における支援制度の創設

# I. まちの活力の創出

(内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)

## (1) 公共交通機関の利用促進等の充実

- 地方鉄道施設の維持充実にを図るための事業費の確保
- 生活バス路線の維持に対する補助制度の新設及び財政支援の拡充

## (2) 道路整備の推進

- 阪神電鉄本線連続立体交差事業（住吉駅東方～芦屋市境）における関連道路整備に向けた継続的な事業費の確保

## (3) 公園整備の推進

- 都市公園ストック再編促進のための事業費の確保
- 国営明石海峡公園（神戸地区）の整備推進

## (4) 市街地整備の推進

- 新長田駅南地区震災復興第二種市街地再開発事業にかかる事業費の確保
- 密集市街地における住環境整備費等の事業費の確保及び補助制度の拡充と柔軟な対応
- 民間市街地再開発事業等（北鈴蘭台駅前、垂水中央東、湊川公園北等）にかかる事業費の確保

## (5) 計画的開発団地のリノベーション

- 民間活力を導入した市営住宅の建替事業にかかる事業費の確保